毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc

 \bigcirc



紀

指

香

Ш

県

報

平成十八年八月二十九日

人事委員会規則

◉委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規

八

の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、

次

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第五条第一項

のとおり公告する。

(第九三六七号)

香

Ш

平成十八年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武

届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

大和工商リー ス株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス志度店 さぬき市志度字花池尻二四六七番一号ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年四月十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六一四平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

6

六七台

駐車場の収容台数

駐輪場の収容台数

四六台

 (Ξ) 荷さばき施設の面積

四一・四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量

(四)

一〇・三二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時三十分まで

紀

二箇所

 (Ξ)

駐車場の自動車の出入口の数

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

= 届出年月日

平成十八年八月十七日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

Ξ

1 縦覧場所

2 縦覧期間

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

平成十八年八月二十九日 (火曜日) から平成十九年一月四日 (木曜日) まで

意見書の提出

四 **法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周**

を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月四日(木曜日)まで)に次の提出

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目

先に提出することができる。

援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

記載すべき項目

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の

監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十九日

香川県知事 真鍋 武

紀

処分をした年月日

平成十八年八月二十二日

一 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設

業法第三条の規定に基づく許可番号

商号

有限会社合田興商

2 主たる営業所の所在地

観音寺市大野原町花稲五二一番地七

3 代表者の氏名

合田 妙江

4

許可番号

香川県知事許可(般)十六)第六九一一号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、平成十八年九月六日から同月十五日まで

の十日間、建設業の営業の停止を命ずる。

四 処分の原因となった事実

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第八号

三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。) 第百六十六条の規定により公告す、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行うので、香川県会計規則 (昭和

3

平成十八年八月二十九日

香川県教育委員会教育長

和

男

入札に付する事項

- 件名 香川県立多度津水産高等学校 小型実習船建造

2 建造船の概要

総トン数 約十八トン

〕 規模(長さ十四・一メートル×幅四・三メートル×深さ一・五メートル

ご 船型 甲板室を有する一層甲板船

四船質アルミ合金製

田 主機関 舶用高速ディーゼル機関 連続定格出力 九百十一PS以上×一台

穴 定員 十九名

こその他入札説明書及び仕様書による。

納入場所香川県立多度津水産高等学校・艇庫

納入期限(平成十九年三月二十三日を最終期限とし、契約後、納入日について協議

す る。

5 入札方法

運用基準」という。)に従うこと。特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札とする。

契約書作成の要否

要

二 契約の内容を示す日時及び場所等 (入札説明書の交付等)

する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。) 平成十八年八月二十九日から同年九月五日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関

香

Ш

県

報

Ш

を除く午前八時三十分から午後五時)

郵便番号七六〇 八五八二 香川県高松市天神前六番一号

香川県教育委員会高校教育課 総務・施設グループ

電話番号〇八七 八三二 三七四八 ファックス〇八七 八三七 二九六四

四 契約の内容に関する質問の受付

た場所等に対し文書で行うこと(文書は、ファックスによる送付も可とする。)。 契約の内容に関する質問がある場合は、平成十八年九月七日午後五時までに三に示し

十分から午後五時まで)香川県教育委員会高校教育課において閲覧に供する。 回答は、平成十八年八月二十九日から同年九月八日までの間(休日を除く午前八時三

五 入札及び開札

電子入札システムによる入札書の提出締切日時

平成十八年九月二十日 午後五時

- 開札の日時 平成十八年九月二十一日 午前十時
- 開札の場所 香川県教育委員会高校教育課
- 場所に持参すること。 ることができる。この場合は、平成十八年九月二十一日午前九時三十分までに開札の 電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた者は、入札書を持参して提出す

六 よる同条第二項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による入札の可否 |条第六項に規定する||般信書便事業者及び同条第九項に規定する特定信書便事業者に 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第

七 入札保証金及び契約保証金

教育課に提出すること 八年九月十一日午後三時までに入札(契約)保証金減免申請書を香川県教育委員会高校 規則第百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十

入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当し

ない者であること

2

- 日現在A級に格付けされている者であること。 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告
- であること。 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者

3

- 以上とする。)のものを建造した実績を有すること。 件調達に係る実習船 (以下「調達実習船」という。) と同程度の規模以上 (十八トン 過去十年以内に進水及び引渡しが完了した官公庁の軽合金製の高速艇であって、本
- に使用できること。 調達実習船を建造することができる自社敷地内の屋内施設を有し、調達実習船建造

5

- 船体と甲板室構造の側壁及び甲板に大型押出型材を使用した建造実績があること。
- 溶接工事は、全工程を溶接資格者により施工するものとし、証明書を有する資格者

を調達実習船建造業務に配置できること。

- 8 体艤装、機関艤装及び電気艤装の各分野について、三年以上の経験を有する技術者各 一名以上を専任で調達実習船建造業務に配置できること。 水産高等学校の実習を目的とする軽合金製の高速艇の造船人員として構造設計、
- 認められる者であること。 その体制が十分に整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応が可能であると 調達実習船に関する点検、修理、部品提供等のサービス及びメンテナンスについて、
- 10 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 入札者に要求される事項

平成十八年九月十三日までに通知する。 平成十八年九月十一日午後三時までに、三に示した場所に提出し、当該書類に関し説明 般競争入札参加資格確認申請書を提出すること(紙入札を認められた者を除く。)。 を求められた場合は、それに応じなければならない。 なお、電子入札システムにより一 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は **人札に参加を希望する者は、八の4から9までの要件を満たすことを証明する書類を**

+ 入札の無効

なかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とす 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行し

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期するこ とがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とす 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明ら

十二 落札者の決定方法

格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする 規則第百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価

する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。 なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知等及び結果の公表に関

十三 落札の無効

は、無効とする。 この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、

場合は、この期間を延長することができる ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある

十四 予約完結権の譲渡

ならない。 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡しては

十五 その他

格でもあるので、三に示した日時及び場所において、交付を受けること。 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百五十四号

香

Ш

県

報

平成十八年八月二十九日

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑

克

彦

その他の政治団体

村上豊高松南後援会支部 海堀	新田耕造後援会新田耕造後援会新田耕造後援会	高島清磨後援会 小國	佐伯明浩後援会 平野	政治団体の名称(代表者
勝彦	耕造	宏	清	代表者の氏名
中	松井	岡部	中野	氏会計
幸雄	徹	富雄	博文	氏 会計責任者の
高松市塩上町二 二 七	二一中多度郡多度津町西浜九	三 五 中多度郡多度津町桜川一	九智音寺市大野原町井関三八	主たる事務所の所在地

香川県選挙管理委員会告示第百五十五号

の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとお 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定による政治団体

平成十八年八月二十九日

り公表する。

杳川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

政党の支部

医師会支部自由民主党香川県歯科	政治団体の名称
氏 会計責任者の	異動事項
前田	
和也	新
竹内	
敏彦	П
	香川県歯科 会計責任者の 前田 和也 竹内

浅見英三		_					_
	向井 幸司	代表者の氏名	援会藤野公孝香川県陸運後	鹿島勝	吉澤宏明	氏 会計責任者の	政治連盟香川県トラック事業者
五	t	の所在地	会	久米寿	天野 博司	代表者の氏名	香川県石油政治連盟
高松市桜町一 一二	高松市東八ゼ町一二	主たる事務所	真鍋たけきと11世紀の			氏名	
五	t	の所在地		竹内 敏彦	前田 和也	会計責任者の	
高松市桜町一 一二	高松市東八ゼ町一二	主たる事務所	真鍋たけき後援会	盟			
九	五〇五三	の所在地		香川県歯科医師政治連	香川県歯科医師連盟	政治団体の	香川県歯科医師連盟
高松市太田上町九七六	三豊市高瀬町下勝間	主たる事務所	日本行政書士政治連盟			氏名	
五	七	の所在地	会	大山勢津子	大山圓賀	会計責任者の	大山圓賀後援会
高松市桜町一 一二	高松市東八ゼ町一二	主たる事務所	21世紀の香川を考える			氏名	
		氏名		馬場豊明	鎗内一男	会計責任者の	
竹内 敏彦	前田 和也	会計責任者の	中原爽後援会	佐藤昂	德 井 正文	代表者の氏名	氏家作衛後援会
松見 哲雄	佐々木安徳	代表者の氏名				氏名	
	四	の所在地		合田 博志	伊丹 和子	会計責任者の	伊丹準二後援会
坂出市八幡町一 四	高松市御厩町一一八	主たる事務所	チヂダス			氏名	
		氏名		松見 哲雄	佐々木安徳	会計責任者の	
玉木 幸恵	玉木 恵理	会計責任者の		=	四	の所在地	
九三三	西二〇四七	の所在地		坂出市八幡町一 四	高松市御厩町一一八	主たる事務所	あすの香川を創ろう会
さぬき市寒川町神前二	さぬき市寒川町石田	主たる事務所	たまき雄一郎後援会	旧	新	異動事項	政治団体の名称
松見哲雄	佐々木安徳	代表者の氏名	う一度(略称アス香川)				一 その他の政治団体
上 坂出市八幡町一 四	四高松市御厩町一一八	の 所 在 地主たる事務所	の素晴らしい香川をもたたら譲治後援会:あ	三宅	玉木 恵理	氏 貴任者の	
佐藤 敏子	赤松京子	氏 会計責任者の 名		四 切出市京町三 七 四	西二〇四七 一	の所在地	支部 民主党香川県第2区総
田中敏夫	大峯 芳 美	代表者の氏名	佐藤好邦後援会	;		氏	
佐竹 克彦	Ц В	氏 会計員任者の		前谷勉	関 守男	会計責任者の	党香川県トラ
		会十重任当り				氏名	
植本義明	高木康博	代表者の氏名	香川県不動産政治連盟	佐竹 克彦	山田	会計責任者の	自由民主党香川県宅建

香

Ш

県

報

平成十八年八月二十九日

(第九三六七号)

六

玉木 幸惠	玉木 恵理	氏 会計責任者の
九三三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	西二〇四七 一	の 所 在 地

香川県選挙管理委員会告示第百五十六号

体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による政治団 平成十八年八月二十九日

杳川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

その他の政治団体

坂出市同志会

後藤すみひろ後援会

宮澤喜一香川後援会

香川県選挙管理委員会告示第百五十七号

とおり公表する。 理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次の 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定による資金管

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹

崹 克

彦

平成十八年八月二十九日

新田耕造	二一仲多度郡多度津町西浜九	会新田耕造後援	議員	新田耕造
氏 代 表 名の	主たる事務所の所在地	の 名 称	公職の種類	者 の 氏 名の届出をした

香川県選挙管理委員会告示第百五十八号

理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による資金管

次のとおり公表する。

平成十八年八月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

真	玉	多	者届項体資
鍋	玉 木 雄	多田羅讓治	者の氏名の氏名の氏名をしたる。
武紀	郎	譲治	応し動出理 名たの事団
香川県知事	衆議院議員	香川県知事	公職の種類
世紀の会 真鍋たけきと21	雄志会	ろう会 るう会	名 資金管理団体の 称
在務主 地所た の事	在務主 地所の 所事	在務主 地所た の所事	異 動 事 項
町一二 七高松市東ハゼ	四七 一 四七 一	一一八四高松市御厩町	新
五一高松市二桜町	九三三 川町神前二 一	二町 切出市八幡	旧

香川県選挙管理委員会告示第百五十九号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている次の病院の指定を取り消した。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

介護老人保健施設うちのみ	名
9 のみ	称
小豆郡	
小豆島町	所
·豆郡小豆島町片城甲四四	在
九五	地

香川県選挙管理委員会告示第百六十号

り指定した。 の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとお 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

平成十八年八月二十九日

(第九三六七号)

平成十八年八月二十九日

香

香

Ш

八

特別養護老人ホームひうち マ五九七 報音寺市大野原町内野 平成十八年八月七日 イ ・ 指定年月日	香川県	香川県選挙管理委員会委員長	竹崎克彦
包工人七 包工人七		在	指定年月日
	特別養護老人ホームひうち	包括 	平成十八年八月七日

香川県選挙管理委員会告示第百六十一号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号

平成十八年八月二十九日

称 所在地 指定年月日 新一年 地 指定年月日 新一年 東

人事委員会規則

介護老人保健施設うちのみ

四四、九五十分四四、九五郡小豆島町片城甲

平成十八年八月七日

名

公布する。 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに

平成十八年八月二十九日

香川県人事委員会委員長 一武、田、安、紀彦

香川県人事委員会規則第二十五号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員

会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

の項本庁中「、次長」を削り、「企画・財政ゲループの副主幹」の下に「(ゲループリー別表第一さぬき市の項本庁中「次長、主幹」を「課長、主幹」に改め、同表東かがわ市

ダーに限る。)」を加え、同項出先機関中 ンター大内人権セ

人権センタ

園事務所とらまる公

所長

- 大内交流 館長

に改め、同表土庄町の項中「課長、室長」を「課長、主幹」に、「人事担当主任」を

うに加える。「人事担当の副主幹・係長」に、「施設長、室長」を「主幹」に改め、同項の次に次のよ

中学校、小学校 校長、新		小 豆 島 町	
#	数	町	議
中学校、	教育委員会事務局	長	会事
	員会		事
小学	事。	部	務
杉	∶│淄	局	局
	教育長	事務長・総看護師長、老人保健施設の施設長・長補佐、保健医療福祉管理者、病院の病院長・課長、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課	事務局長

別表第一宇多津町の項の次に次のように加える。

		綾 川 町	
中学校、小学校	教育委員会事務局	町長部局	議会事務局
校長、教頭	教育長、教育次長、課長	長・事務長・総看護師長、診療所長参事、支所長、課長、室長、病院の院長・副院	事務局長

